ドイツにおける一般憲法学の役割八世紀中葉から一九世紀中葉にいたるまでの

学問史的・学説的研究

城 夫

七世紀の初頭以降既に存在していた憲法学は一般的な思想や一般的な原理をその理論的基礎として含んでいたので 初めて完全な学問として始まったとしているのは正しい。 講義集』に対する序文のなかで、ドイツ憲法学は、それが理性的な一般憲法学の上に基礎づけられた時点において になって初めて諸大学で正式の学科目として講義されるようになった。というのは確かである。 ような一般憲法学が存在していなかったとしているのは、完全に正しいとは言えない。一般憲法学が一七世紀以降 即ち、 $^{^{\prime}}$ 一般憲法学 $^{^{\prime}}$ というタイトルをもった最初の著作たる $^{^{\prime}}$ G. Brautlacht の ヘルトマン (Heldmann) が、J.J. シュマウス (Shumau_eta) の「ドイツ憲法に関する学術講演 しかし、ヘルトマンが J.J.シュマウス以前にはこの *Discursus Septimus しかしながら、 52 - 2・3 - 37 (名城 '03)

52 - 2•3 - 38

'03)

論

説

universale) を自然法の後におき、ドイツ憲法学の前においた。ヴィーン大学では一七五三年のマリア・テレジア 然法 (一般憲法学)」。 大学の法律学の学科目としての「一般憲法学」の開始の時点を確定することは困難である。 デルベルク大学の一九七六年夏学期の講義要覧には次のような講義表示が見られる。 即ち、「国家に適用された自 君主、国民全体、個々の臣民の間に生ずる権利・義務一般に関する自然法の一般的原則として定義している。 改革によって「一般憲法学の講義」が導入され、 タットはその〝理性的教授法略説〟のなかで、法律学の講義の順番を提案し、一般憲法学 (jus publicum (Caspar Ziegler) であった。彼の著作、De juribus majestatis、は一六八二年に刊行された。一七一七年にザル て 基礎という意味における一般憲法学は憲法学が存在する限り常に存在している、ということができる。これに対し Epitoman Jurisprudentiae Dublicae Universae cowtineus、は一六二〇年に刊行された。当時はアリストテレス 拠を固め、 シュタット (Ickstadt) が一七四六年に公法・自然法・国際法及び経済学・官房学の講座を担当した。イックシュ ン大学では最初からJ.J.シュマウスが「一般憲法学」の講義を行った。 インゴールシュタット大学ではイック ツブルク大学で「一般憲法学と国際法」のための独自の講座が設けられた。 D. ネッテルブラットによれば、最初に「一般憲法学」を研究することを開始したのはカスパール・チーグラー たしており、その限りにおいて理論的もしくは広い意味における一般憲法学の役割を営んでいた。憲法学の理論的 の政治学、スコラ学派の自然法論及び近世西ヨーロッパの国家理論がドイツ憲法学の理論的基礎としての役割を果 トの 狭義の「一般憲法学」はおおよそ一七世紀末から一九世紀中葉にいたる期間にのみ存在した、特別の現象であ それは、国家の領域に適用された近世自然法論の部分である。例えば、一七八〇年に刊行されたA.F.ショッ 法学通論及び法学方法論構想。は「一般憲法学」を特定の個別国家から離れて国家の設立及びそのことから 且つ、モノルコマキアによってまきちらされた邪説のエセ理論から青年を守るようにという指令が与え 一般憲法学の講座に対して、その論究にあたって主権の権威と根 七三四年に設立されたゲッティ 1

ら れ た^① いて論究する必要があると考えられるようになった。 しかし、間もなくして「一般憲法学」の乱用が指摘されるようになり、ඖ すくなくともその正しい用法につ

締出した。 それがもっていた規範的性格を失い、批判的機能を失った。カール・ガーライス ($Carl\ Gareis$) は、一八八三年 前よりも稀になった。しばしばそれは単純にドイツ憲法学に追加されるにすぎないものになって行った。 それ以上 された自然法もしくは理性法及び一般に法を考える存在としての人間に哲学的に基礎づけることを憲法の理論から 刊行の「一般憲法学」という書物のなかで、 一九世紀の中葉以降「一般憲法学」のこうした状態に変化が生じた。先ず「一般憲法学」単独の講義が次第に以 「一般憲法学」はその性格及び機能を変化させた。 一般憲法学を実定法として主張し、規範としての人間の本性から導出 今や経験的且つ記述的となった「一般憲法学」はそれまで

大学では「一般憲法学」から「一般国家学」への移行は正式には一九〇八年の夏学期から行われた。 イデルベルク大学の講義要覧には「一般国家学」が単独で講義題目として表示されるようになった。 度は「一般国家学と政治学」との結合が登場した。しかし、一八九八年から一八九九年にかけての冬学期以来、 講義が登場したが、その場合には「一般憲法学」を副題として伴っていた。こうした状態がしばらく続いた後、 されることもなかった。ハイデルベルクでは、一八七五年から七六年にかけての冬学期に初めて「一般国家学」 ライブルク大学の一八九七年夏学期の講義要覧では「一般国家学」は「一般憲法学」の講義の副題として表示され 更に、 ・マイヤー (Otto Mayer) が一定の役割を演じた。即ち、 .た。その後になると、「一般国家学」が講義の題目として表示され、 一九世紀の終わり頃には、「一般憲法学」の講義は「一般国家学」の講義によってとって代わられた。 その後「一般憲法学と政治学」の講義を行い、 次いで、 彼は、 一九〇八年の夏学期以降は「一般国家学」 一九〇五年の夏学期まで「一般憲法学」 しかも、「一般憲法学」が副題として表示 その場合にオッ ライプチッ ത の フ

この考慮にとっては、自然法哲学や古い立憲主義的理論が唱えたような「一般憲法学」はそもそも存在していない う概念によって立憲主義的傾向を有する「一般憲法学」とは違ったものを打ち出そうとする考慮が働いたのである。 の概念が広く解されれば「一般憲法学」は「一般国家学」のなかにその一部として含まれることになり、 のである。このようにして、「一般国家学」 のである。 家科学的もしくは社会学的、 :れば「一般憲法学」は「一般国家学」と単純に同一化されたのである。 このような移行にあたっては二つの考慮が働いた。第一に、国家に関する一面的に法的な考察を国家に関する国 そこで国家一般についての論究の総体に対する呼稱として「一般国家学」という呼稱のほうが選ばれた 政治学的考察によって補完しようとする考慮が働いた。第二に、「一般国家学」とい が「一般憲法学」の後継学科となったのである。その際、「一般国家学」

'03) 52 - 2·3 - 40

営むようになった。これに対して、一九世紀中葉にいたるまでの「一般憲法学」は規範的な、 更する機能を営み、その際、西ヨーロッパの思想を攝取し、それをドイツ自身の政治的伝統に組み入れ、 法で研究を行う学問は現実を客観的に叙述することでもって満足した。一九世紀の九〇年代にミュンヘン大学で一 身の状況に適応させるためにそれを改造した。 とって国家は端的に事実であった。そのことを通じてこのように構想された学問は現状を端的に正当化する機能を 般憲法学の講義を行い、 材の時間的・空間的な比較研究を通じて国家や憲法の共通のメルクマールを析出するようになった。 掲げ且つ、その際、このような規範の内容をしばしば-パの思想によって充填し、その実現を要求した。一九世紀中葉以降になると、一般憲法学も一般国家学も経験的素 一九世紀中葉まで、一般憲法学は共同体の正しい設立と共同体における正しい行動のための普遍妥当的な規範を 一八七三年には、「一般国家学網要」と題する著書を刊行したザイデル (M. Seydel) に こうした機能を通じて - 多かれ少なかれ一定の留保を付しつつ 「一般憲法学」はドイツ憲法学の転換に貢献 批判をし、 そのような方 西 ヨ ー ドイツ自 現状を変 ロッ

した。「一般憲法学」が営んだこの、 も一九世紀中葉以降消滅した。 継受し、同時に改造し、そのことによって実定憲法学の転換を促進する機能

憲法学」・同時に大学の学科目としての「一般憲法学」とが基本的に合致しているからである。第二に、 第一に、この時期においては、 とにしたい。この期間における「一般憲法学」はとりわけ二つの点において立入った論究に値いすると思われる。 における「一般憲法学」が全体として国家権力を限界づけ、 以下においては、主として、一八世紀中葉から一九世紀中葉にいたる期間における「一般憲法学」を論究するこ 理論的意味における一般憲法学と国家に適用された自然法論の部分としての 義務づける機能を果たしたからである。

でなく、規範的・権力制限的機能をも営んだから、この二つの理論とともに規範的学問としてのドイツ憲法学が成 的権利の唯一で排他的な源泉としての主権という統一的で理論的観点のもとで論究することが今や可能となっ 法の概念形式、或いは中世の封建法の概念形式のもとで論究されて来ていたすべての憲法上の問題をあらゆる高権 立したということができる。 この結合から二重主権論と混合政体論がうまれた。この二つの理論は統一的・理論的に説明する機能を営んだだけ(శ) れた国民主権論から見ても不可能なことであった。 も、また、中世以来の伝統をうけつぎ、且つ、特にJ.アルトジウス(Althusius)よって活性化され、 しかし、ボーダン流の主権理論を神聖ローマ帝国にストレートに適用することは、神聖ローマ帝国の構造から見て イツ憲法学の成立のための決定的きっかけはボーダンの主権論によって与えられた。それまで或いはロー ドイツ憲法学が最初は神聖ローマ帝国に関して成立し、 したがって、ドイツでは、主権論は国民主権論と結びつけられ、 ドイツ領邦国家に関して成立 学問化さ

開祖と呼ばれているのは、この意味において全く正しい。 時に規範的・権力制限的機能をもつことができたということと密接に関連している。主権理論の最初の主張者たるしたものではなかったという事実もまた、上記二つの理論を根拠とするドイツ帝国の組織と機能の説明・叙述が同 D^{\cdot} アルメーウス $(\mathrm{Armaeus})$ と二つの理論の理論的完成者たる J^{\cdot} リムネーウス $(\mathrm{Limnaeus})$ がドイツ公法学の

personalis の主体は自分自身の意思にしたがって行動するのではなく、majestas realis の主体の意思にしたがっ (Subjekt der majestas personalis) を設立し、その考えるところにしたがって最高機関の権限を定める。majestas (majestas realis) は全体としての国家共同体に帰属している。この majestas realis が国家における最高機関 存在の資格を有することを説明しようと試みた。この試みは、国家の第一の利益は基本法の厳密な遵守に存すると きっかけとなったのもボーダンの理論であった。 を法治国家的試みと呼ぶことができるとすれば、 急事態といえども皇帝に基本法に違反する法的地位を与えるものではない、と主張するほどであった。二重主権論 に拘束されるということであった。リムネーウスは基本法の意義を高く評価しており、したがって、 彼によると、majestas realis の主体は全体としての帝国であり、帝国は帝国議会構成員の全体によって代表され ムネーウスの二重主権論であって、 て行動する。majesta realis の主体の意思は国家共同体の代表者が定立する基本法のなかに表現される。これがリ いう彼のテーゼにおいて頂点に達した。 リムネーウスの二重主権論というのは次のごときものである。 ③ ここではリムネーウスの理論だけを取上げることにしたい。 majestas personalis の主体は皇帝であり、 リムネーウスが神聖ローマ帝国に関して二重主権論からひきだした重要な帰結は皇帝が基本法によって法的 彼はこれを神聖ローマ帝国に適用し、そこから若干の重要な帰結をひきだした。 皇帝は帝国議会構成員の全体から majestas personalis を与えら 混合政体論は立憲主義的試みと呼ぶことができる。 ボーダンは主権的権利は皇帝に帰属するのではなく、 彼は、とりわけ、憲法学が独自の法律学科目とし 混合政体論の 彼は、国家緊 帝国議会を T

が協同することが必要であるということを強調した。はこのテーゼから皇帝と帝国諸侯とが共同して権限を行使するということを帰結し、また、皇帝の活動に帝国諸はこのテーゼから皇帝と帝国諸侯とが共同して権限を行使するということを帰結し、また、皇帝の活動に帝国諸 majestas realis の主体はあらゆる任意の政体をも選択し得るという理由づけによって混合政体の可能性を正当化 (Reinking) は神聖ローマ帝国の国家形体が君主故であるとする伝統的な見解を主張した。 リムネーウスは 構成する諸侯に帰属しているというテーゼを主張した。 した。このような理論的基礎の上に立って、また、神聖ローマ帝国の組織の現実を考慮して、リムネーウスは神聖 ローマ帝国の憲法は貴族政のエレメントと君主政のエレメントとを混合しているという説を唱えた。 ボーダンのテーゼに反対して、D゚ラインキング リムネー

見ることもできるのである。 majestas realis の主体として機能したと見ることもでき、 が未だ存在していなかった。 リムネーウスの憲法理論を帝国諸侯による皇帝権力の制限の試みと呼ぶことができる。この場合、帝国諸侯は ただし、 リムネー ウスの理論や彼の時代の憲法論には領邦君主の権力を制限する理論 また majestas personalis の共同主体として機能したと

二に、それは、 合するように変形し、そのことによって憲法学に新しり基礎を与えた。 フェンドルフ (Pufendorf) がホッブズ理論を継受し、 法学の転換に貢献した。第一に、それは、その絶対主義的な主権理論によって二重主権論の存続を不可能に⑴、(キサ) ドイツ憲法学の第二の推進力となったのは、 その社会契約論によって国家・憲法理論の根本的に新たな構成を可能にした。ドイツにおいてはプー ホッブズの理論であった。ホッブズの理論は二つの方法でドイツ憲 且つ、それをグロチウス理論と混合させドイツの状況に適 プーフェンドルフはすべての個々人の社会 第

(名城 '03) 52 - 2•3 - 42

説

論

通じて混合政体論も残存することができた。混合政体論はプーフェンドルフの批判に対する支配説の側からのリア 学は、基本法を依然として不可侵のものと説明したが、しかし、絶対主義的主権論の強い影響の下では「君主は立 れつつあったということを考慮に入れた。即ち、憲法学は諸国家から構成された国家という新たな概念をつくりだ クションであり、神聖ローマ帝国の憲法を不規則性や怪物性という汚名から救おうとする試みであった。第二に、 coimperantes としての帝国諸侯と共同してのみ真の主権者であるということを主張した。 このような説明方法を ことによって、 変形が行われたのは、総体人格を代表する支配者人格のほかに、なお、国民の人格を認めたところにあった。この 的で怪物的と呼んだ。憲法学においては、社会契約によって国家・国家権力を説明することが一般的となり、 契約から単一の意思をもち、単一の主体によってのみ行使されることのできる統一的・不可分の権力をもった総体 させるために、 法権力から解放される」という原理を公然と否定することができず、 て行使されるという思想を主張した。 神聖ローマ帝国に関しては憲法学は imperans としての皇帝は もはや二重主権論を主張することはなかったが、 ホッブズやプーフェンドルフの理論を全く受動的に継受したのではなく、幾つかの点でそれを変形した。根本的 を公的総体人格として説明し、君主を総体人格の代表として説明することが一般的となった。しかし、憲法学は、 人格としての国家を成立させた。 プーフェンドルフは神聖ローマ帝国の憲法をこの観点の下に考察し、それを変則 帝国主権と領邦主権との共存をはかり、神聖ローマ帝国をこのような国家として特徴づけた。 とりわけ、神聖ローマ帝国においては、帝国主権のほかに領邦主権も次第に真の国家権力として形成さ 基本法を法律として解釈せず、契約として解釈した。 絶対主義的な主権論が緩和され、 しかし、 この緩和は幾つかの問題にあらわれた。即ち、第一に、憲法学は 統一的な国家権力が複数の要素から構成される主体によっ それゆえ、 基本法をこの原理の支配から免れ 第三に、

このような思考方法は一七二三年に刊行されたJ.K.シュペナー (Spener) の 「ドイツ公法」 のなかにも見出

判断し、 される。 後つけ加った諸基本契約はその起源に関していえば契約であり、 特殊的憲法学の法源としての当該国家の基本契約に厳格に依拠する必要性を強調した。この国家設立契約及びその 両方の点に関してすべての当事者にとって拘束力を有する。 ⁽⁸⁾ の一般憲法学から派生すると信じていた。しかし、シュペナーは、まさしく一般憲法学の説くところにしたがって、 正当化し、説明する法学として定義している。シュペナーは特殊的憲法学の拘束力は自然法の一部として シュペナーは憲法学を国家の公的状態をその明示もしくは黙示の契約から生ずる法律にもとづいて測定し、 公的状態に関していえば法律 (基本法) であり、

契約の結果うまれた権力分立を許容できるものと説明し、混合政体を規則的なものと説明し、 強調することによって憲法学の転換のための思想的基礎をつくりだした。オランダのU・フーバー ドイツ憲法学は継受という仕事をするとともに変形という仕事をもした。その際、Chr.ヴォルフ (Wolff) が国家 いう思想によって新しい傾向の端緒となった。フーバーはこの留保を始源的契約の条項から導き出した。 主権は支配者に実際に譲渡されはするが、 イツ憲法学の第三の推進力となったのは、ジョン・ロックとモンテスキューであった。 しかし、支配者を制限する国民の権利の留保をともなって譲渡されると しかし、この時期にも 人間の天賦の権利を (Huber) ₩

この適用のコンテキストのなかで種々の問題が論究され、 権力にむかった。 この時期には、 今や自然法的憲法学、即ち自然法的もしくは一般的憲法学は領邦国家に適用されるにい 即ち、一八世紀の後半には、権力を制限し、 幾つもの結論がひきだされた。 抑制しようとする傾向はとりわけ領邦国家の支配者 たっ

領邦高権 (Landeshoheit) が国家権力もしくは主権 (Majestät) として捉えられるようになった。 ユ

治権限とを区別する理論が形成された。前者は領邦高権のなかに含まれている権限であって国家におけるあらゆる $\operatorname{Landeshoheit}$ の定義にあたって一般憲法学を適用していることが注目される。もちろん、一般憲法学と個別的領 最高権力の本性から派生するものである。 邦国家の実定法とは完全とは合致しなかった。この乖離を架橋するために、本質的領邦統治権限と非本質的領邦統 権利に関しては推定は領邦君主のために有利にははたらかない、という見解を主張した。 は領邦君主のために有利に推定がはたらくが、その存在が単にドイツ憲法、時代の概念及び世論にもとづいてい が極めて重要な意味をもつことになる。領邦高権を一般憲法学育成の成果として捉えたエップレン(Epplen)は、 は Landeshoheit と呼んだ。この点では、一般憲法学に好意的でなかった、J:® 一般憲法学の原則にしたがってあらゆる支配者に国家目的達成のための必要な手段として帰属すべき権利に関して (Justi) は社会契約にもとづいてすべての力の結合から生ずる最高権力を Majestät, Mastätsrechte 或 したがって、本質的領邦統治権限の規定にあたっては正しい一般憲法学 丿. モーザー (Moser) がまさしく る

論

説

即ち真の国家権力と説明した。このような二面性は帝国が存続していた限り理論的努力によっては克服されること 単なる制度と説明し、 神聖ローマ帝国の最末期においても、例えばゲンナー (Gönner) は、 権力として把握されるようになったということができる。 ができなかったが、 架橋のためのこのような試みにもかかわらず、現実的には一般憲法学と実定憲法との乖離はうめられなかった。 しかし、 他の箇所では合理的憲法学にもとづいて最高権力のなかに含まれているあらゆる権限の総体、 領邦国家に一般憲法学を適用した結果領邦高権は次第に統一的・包括的・一般的国家 領邦高権を或る箇所では神聖ロー マ帝国の

幾つかの原理や基本思想が議論の中心となった。 (Grundgewalt) という原理であった。 領邦高権の概念的把握及び合理化と同時に領邦高権(= 国家権力)の制限・抑制の傾向も進行した。 この思想の萌芽は既に Chr . ヴォルフ (Wolff) に見出される。 理論的に最も重要な原理は国民 (Volk) の基本権力 ユスティが その場合、

以外の法には従わないのであって、国家のなかでも自分自身で制定した法にのみ従う。けだし、意思と力の結合に それを更に明確に定式化した。ユスティによれば、精神的もしくは理性的存在としての人間は自分自身で与えた法 実行的最高権力行使の委任を撤回する権利を国民に対して認めた。 分に重要な場合に後者に対する裁判と権力とを敢えて行使する権限がある〟ということを否定した。それにもかか わらず、ユスティは、実行的最高権力が基本法に違反し、国の最高目的に明らかに違反した場合には、 においては休止しているものとした。ユスティは、特に、国民の基本権力が実行的最高権力に優越していて、〝十 高権力の悪政によるにせよ国家が滅亡の危機に瀕している場合においてのみ現実に活動するものとし、通常の状態 で共存するものとした。ユスティは、全国民の基本権力は基本法の成立・変更の場合もしくは外敵によるにせよ最 の根拠をなしているからである。 よって国民の基本権力が成立し、 ユスティは実行的最高権力と全国民の基本権力とを区別し、両権力は国家のなか 国民の基本権力こそが基本法のみならず、最高権力が制定する他のすべての法律 一且与えた

規定された実定法規とならんで国家の基本法に算入されるようになり、且つ、 されたことである。 者と臣民)の明示もしくは黙示の承認によってのみ変更され得るものに対して、 基本法の思想もしくは原理における新しい要素として挙げられるべきことは、 後者があらゆる関係人(即ち、 前者はそもそも変更され得ないと 一般憲法学の諸原理がより厳密に

張した。自然的自由の思想が国民の自由や権利の制限のための名目もしくは正当化根拠として利用されるというこ 社会状態に入るにあたって共同の福祉の増進に必要なかぎりにおいてのみその自然的自由を放棄しようとしたと主 とは引続き一部の論者には見られた。 存在していた。それは一八世紀の後半にも引き継がれ、それどころか一層強まった。例えば、 新しく登場した次の要素は、『自由と財産』の原理である。自然的自由の思想は、 これはマルティニ (Martini) において顕著であった。 既に社会契約思想の登場以来 マルティニは次のよ ユスティは、 人間は

説

論

制限される″。 限度をこえて制限することは不法である。この場合、ピュッターは、一般的法原則から見れば各人はその自然 自由を無制限に享受しなければならない、ということを前提しているのである。 少ない制限でもって、公共の福祉の目的を達成することができる限り、自然的自由を必要もなしにもしくは必要な うに主張した。 いて最も顕著に見られる。 しかし、アクセントは次第に自由の制限よりはその保護に移った。それはピュッター (Pütter) 市民の自然的自由はそれが国家に不利益となり得るすべての場合に偶然的な市民的法律によっ 即ち、ピュッターは次のように言っている。´自然的自由の制限なしにもしくはよ 7 1) 的

高権力に服することは認めたが、しかし、極めて厳密に規定された方法においてのみ服するとした。 た財産 (jus quaesitum) として自己のものとなし得る特別の財もしくは権利とを区別し、このような財産権も最 あると主張されていることが注目されなければならない。ピュッターは自然的自由と各人がその合法的に取得され かし、既得権(とりわけ財産権)が自然的自由よりもはるかに高く評価され、はるかに強く保護される必要が

おいて見られた。 ${
m J.\ Chr.\ }$ マイヤー ${
m (Majer)}$ も国家の権力が臣民によって合法的と認められるのは、国家目的を この点に関して、且つこの方法に置いて既に〝自由と財産〟という定式が登場した。この定式は既にユスティ 各人に〝自由と財産〟の安全を保障するための手段である限りにおいてのみであるとしている。

無視しようとする場合にはそれを阻止する権利をもっていなければならない。 と執行権力とは相互に正しく均衡を保っていなければならず、そのため一方は常に他方が国家の福祉と基本憲法を れなければならないという理論を主張した。ユスティによれば、特に最高権力の二つの主要部門、 ので、権力は最高権力のすべての部門や部分が一人の人の手にゆだねられないこのような方法で抑制され、 テスキュー 更に、最高権力の分割の原理や混合政体の思想も打ち出された。この点においてもユスティが注目される。 の理論の影響の下に、ユスティは、すべての人間はその権力を限界に到達するまで拡大する傾向がある ユスティの理論によれば、 即ち、 立法権力 制限さ

法への参与権と裁判権とが帰属するというように、三権を構成している基本憲法が最も賢明で、最も幸福な憲法で 述において同時に国家権力の統一性と不可分性が維持され、強調されていることがユニークである。シャイデマン の単一・不可分性と矛盾するものでない。 テルによれば、主観的分割にもかかわらず最高権力は一つのままであり、マルティニによれば混合政体は最高権 権利を合法的に行使する場合には、この主観的分割は最高権力の本質に反しない。ただし、権力分立を肯定する著 権力は不可欠であるが、 シャイデマンテル (Scheidemantel) によっても主張された。シャイデマンテルによれば客観的意味における最高 ある。したがってそのような状態にあるイギリスの基本憲法が最もすぐれたモデルである。 最高権力分割の原理は が国王の手に、立法権力が国民もしくはその代表者の手にゆだねられ、貴族には積極的な参与か阻止を通じての しかし、それは複数の主体によって行使されることができる。最高権力への参与者がその 力

理論によってとって代えられた。その後も代表の思想は主張されたが、この思想は君主による国民の代表に盡きて 民代表としての性格を否定し、 帝国諸侯を国民の代表者として捉える理論は存在した。しかし、この理論は、政治的現実に鑑みて、 一八世紀の中葉以来、代表の原理もまた強調されるようになった。既に一七世紀の前半に、或いはそれ以前に、 帝国国民 (Reichsvolk) の概念を帝国諸侯の総体という意味においてのみ用 帝国諸侯の いる

ピュッ も領邦議会を領邦全体の臣民全体の代表者と見ており、領邦議会が或る意味で共同統治権を有すると述べている。(※)主義に対する最後の防塞及び領邦の代表者と考えられた。モンテスキューによって強く影響されていたピュッタ-はモンテスキューの影響によるものと思われる。モーザーにとっては領邦議会はよき政府の前提、 モーザーとピュッターが国民代表としての領邦議会 (Landstände) の意義を再発見し、 は領邦議会を帝国議会と似ていると述べ、 更に、 イギリス議会とも似ているとした。 しかし、 領邦君主の絶対 高く評価したの ツ

'03) 52 - 2·3 - 50

☞。

張された。しかし、この点に関してもアクセントの移動が認められる。第一に、この原理は権力正当化や権力強化 理として把握する理論、即ち、福祉と法とを相容れない対立として捉えない理論が維持されたことが注意されな 視されるようになり (例えばマルティニにおいて)、或いは福祉のための活動に対しては強制権力が否定された 法の基礎と考えられており、例えばクライトマイヤー ればならない。 (例えばピュッターにおいて)。 の機能を果たすよりはより多く権力を制限し、義務づける機能を果たすようになった。第二に、福祉は安全と同 最後に、国家目的としての公共の福祉の原理も挙げられなければならない。この時代においても公共の福祉は しかし、また、このような消極的な態度にもかかわらず相変わらず福祉原理を法原 (Kreitmayr) によって一般憲法学の第一原理としてさえ主

価し、実定ドイツ憲法の論究においてしばしばこれら諸原則を援用していたということから説明される。 は、事物の本性のなかにある正義、などをこのような原則として捉えた。 面でもピュッターは或る論文のなかで一般的原則が法律学、とりわけ憲法学にとって不可欠であることを強調して もっていたということは、特に当時のドイツ憲法学の第一人者であったピュッターが一般憲法学の諸原則を高く評 いる。ピュッターは、自然がすべての人間に教える法原則、すべての健全な人間悟性にとって自明の法原則、 上述した、当時一般憲法学の諸原理と主張されていた諸原則・諸原理が実定ドイツ憲法においても重要な意味を 方法論の

れらに権力制限的機能をもたせていたことである。 はできない。 ピュッターがこのような一般的原則の内容として考えたり、主張していたものについて、ここで一々論ずること 決定的なことは、ピュッターが社会契約思想をこれらの一般的原則の基礎においていたこと、 彼の基本的傾向は次の命題にうまく表現されている。 及びそ

ができる ス人が自由と財産を不可侵の神聖な物と考えているとすれば、 他のあらゆる国においても同じように語られること

と衝突する場合には個々の部分が退かなければならないということは自明のことであった。 と、或いは、そのかぎりにおいて最高権力が疑いもなく優先されなければならないということ、全体の共通の福祉(館) の正しい原則から見れば、全体の維持と個々の部分とが衝突する場合には後者が譲歩しなければならないというこ しかし、ピュッターは絶対主義に好意的な態度を完全には放棄しなかった。ピュッターにとっては、 一般憲法学

うことになる。シュレッツァーは、確かに、選挙による議会の設置とその適切な組織を望んだのであるが、この希 ころか義務) を国民に対して認め、第三に、混合政体を勧告するにあたって国民のためには選挙による議会と公論し、第二に、公共体の福祉について語り、政府の措置を審査し、欠点を探り出し、改善の提案をする権利 (それど) zer) とヘーベルリン (Häberlin) の著作に認められる。一七九三年に刊行された「一般憲法学と国家憲法論」に 望には迫力が欠けており、 営むことができ、そのため、 と呼ばれる自由な議会とを併置した。シュレッツァーによる公論もしくは公衆の国民としての高い評価は別の機能 おいてシュレッツァーはとりわけ公共に重要な役割をもたせようとした。即ち、シュレッツァーは、第一に、 革命の影響は憲法学においても重点の移動をもたらした。そのことは移行期の著作たるシュレッツァー をも営んだ。即ち、非制度的なものとしての公衆が制度的なものとしての選挙による議会の代替物としての役割を 憲法学の要求として、自己の命令の理由を明示し、自己の統治と租税について報告をする義務を支配者に対して課 しかしフランス革命の影響のもとでその著作を公刊した二人の憲法学者が考慮に入れられる必要がある。フランス このような理論が当時の状況のなかで営んだ機能を確定するためには、更に、ピュッターと同じ基盤に立ちつつ、 あまり反響を見出さなかった。 国民は制度的なものとしての選挙による議会の不存在にも満足することができるとい ベルリンもまた、 その 「ドイツ憲法ハンドブッ (Schlö-

議会に議席を現に有する者から議席を剥奪することは不正であると主張することによって、自分の要求を制限した。 会の審議に関して報告が行われることを要求した。 それに代わるものとして、 において一般憲法学の必要性と効用とを一層強調し、社会契約思想、国民主権論及び自然的自由を一層強く主張しにおい(※) 彼も国民の選挙された代表の方向に帝国議会や領邦が改革されることを要求したが、『 ヘーベルリンはこれらの諸原則が当時の神聖ローマ帝国の統治体制のなかに実現されていると考え ヘーベルリンもまた、 公衆に対して毎年領邦の一般的国庫の管理や領邦議会・その委員 しかし、 帝国議会や領邦

'03) 52 - 2 · 3 - 52

釈した。その場合、ドイツ憲法学は実定憲法上の諸制度を一般憲法学の基本概念に対応させた。 同一化され、帝国裁判所は自由と同一化された。このような同一化は二つの機能を営んだ。第一にそれは実定法上 社会契約と同一化され、選帝候による皇帝の選挙が国民主権原理と同一化され、帝国議会と領邦議会は国民代表と 憲法問題の解決にあたっての基準として用いた。ドイツ憲法学は一般憲法学の観点のもとで実定憲法を叙述し、 上の諸制度の時代に適合した一層の転換を妨げてしまった。 の根本的変更への強い熱望を国民から奪ってしまい、そのかぎりにおい かし、第二にこのような同一化は国民をして基本的に実定法上の諸制度の現状で満足させてしまい、それら諸制度 憲主義思想のための具体的な教材を与え、国民に立憲主義思想を身近かなものとして受取らせるのに役立った。 の諸制度に新たな立憲主義的なインパルスを与え、その立憲主義的な機能を強めた。更に、それは国民に対して立 一八世紀後半のドイツ憲法学はこのような方法で、全体として見て、一般憲法学の諸原則を発展させ、それらを ζ 神聖口-マ帝国と領邦国家の実定憲法 いわゆる基本法が

して い る。^通 他方では、 ぐらいまでは自然法的一般憲法学は政治学や憲法学にその影響を及ぼしつづけることができた。このことは、 法学の主張者が登場しただけでなく、一般憲法学の敵対者すら現れた。それにもかかわらず、およそ一九世紀中葉 神聖ローマ帝国の解体、ドイツ同盟の設立、幾つかのドイツ諸国における近代的憲法の制定などによって全く新た に続く出来事であった (もっとも、転換のための思想的基礎は既にルソーによって与えられていたのであるが)。 くは適用としての一般憲法学をも困難な状況に追い込んだ。今や、自然法的・立憲主義的な立場に立たない一般憲 な憲法状況が生じた。学問的雰囲気も変化した。歴史的・有機体的・経験的思考傾向の登場は自然法論の一部もし 一九世紀初頭における実定憲法上の諸制度及び憲法学の転換を促す直接の要因はナポレオンのドイツ占領とそれ 一九世紀前半の一般憲法学の第一人者であったロテック (Rotteck) が及ぼした政治的影響力が示しており、 自然法的社会契約思想の基礎の上に立っていたクリューバー (Klüber) の憲法学上の重要な地位が示 一方

しての国家の登場にあったとしているものは、この意味においては正当である。 あったということができる。シュミットヘンナー(Schmitthenner)が最も重要な積極的転換が公的制度の体系と この時期において一般憲法学が果たした決定的貢献は、基本的に見て、公的なものの原理と領域の強化と拡張に

権力としての性格が確認された。 公的なものは種々の分野において、 める理念的原因、 即ち権力がもっぱらすべての人のために行使され、 神聖ローマ帝国の解体がそのための現実的な推進要因となった。 また、様々な形態において登場した。先ず、 すべての人によって正当化されなけ 領邦高権或いは国家権力の公的 権力を公的権力

護神であるとした。 共同体の状態に入るようにという理性の命令よりははるかに重要なものであった。ロテックは〝真の総体意思の完 法的根拠のなかでは一般意思もしくはすべての人による明示もしくは黙示の承認のほうが国家権力のもとにおける ばならないという確信は既に社会契約思想によって与えられていた。しかし、「⑱ 全な解放の原理が、 ての公的なものがそれまでより一層強く強調されるようになった。エップレン (Epplen) にとっては国家憲法 とに、とりわけ、権力のすべての人による正当化の要素が強く打ち出されるにいたり、そのことによって全体とし したがって、国民のなかのすべての理性的で正しい人の判断と投票の原理こそが公法の真の守 一八世紀末以来、ルソー の影響の の も

礎としたということが注目されるべきである。 社会契約に参加したとする比較的支持者の多い見解を否定したことが注目されるべきである。また、(譽) それを人間に対する高権として解釈した。ロテックは、国家の本質は は、国家権力と財産権との違いが強調された。エップレンは、領邦高権を領邦に対する高権とする見方を否定し、 が、しかし、所有権それ自体ではなくて、人格の始源的権利として解釈しなおされた所有権をもって政治活動の基 ての近代国家の性格に対応した国民代表を要求したシュタール 土地所有権と領土がなくとも成立することができる、とさえ主張した。この点では、ロテックが土地所有者のみが この観点 (即ち、すべての人によって承認され、それゆえに公的なものである権力としての国家権力) のもとで (Stahl) が所有権をもって政治活動の基礎とした 完全性において劣ることがあるとしても 公的秩序とし

ている場合にのみ法的に有効なものとなる代表制的憲法を要求する。 チングによれば、 ならないということを要求した。このことはJ・シュメルチング (Schmelzing) が最も明瞭に主張した。シュメル この観点から一般憲法学は社会契約としての憲法が国民によってもしくは国民の参与のもとに制定されなければ 一般的・自然的憲法学は (君主政においては) 憲法典が君主と国民とによって共同してつくられ 彼によれば、 "国家憲法典は国民又はその代

こと゛が最も自然で、最も適切であるとしている。によって構成された権力によって制定されるだけではなくて理念的に国民全体から直接発源している法律に求め 表の合同した意思と一時の君主との共同合意の結果でのみあり得る。 も承認されることが必要である。〟ロテックはあらゆる憲法及び憲法変更の法的起源を〝法律〞 また、゛提案された憲法典が国民によって しかも、 単に憲法

がって、 とを要求した。この点に関する一般憲法学の功績は代表制憲法の理念と立憲主義の理念の促進と定着である。 場から、すべての人が憲法制定に参加するだけでなくて、ノーマルな状態における国家権力の行使にも参加するこ 一般憲法学は更に、すべての人によって正当化され、それゆえ公的なものである権力として国家権力を捉える立 G·イエリネック (Jellinek) がこの時期の一般憲法学を立憲主義的一般憲法学と呼んでいるのは正当で

代表に単なる諮問機関としての機能しか認めようとしない啓蒙主義的・官治主義者に対する闘いを展開した。 般的国民代表・良心の自由・ 的権利の実現を意図し、 主義的意味における一般憲法学の信奉者は社会契約論から出発したことに忠実でありつづけ、 によって議会を通じての国民の共同決定もしくは自己決定を不必要なものとするか、もしくは、 まさに社会契約を媒介として国民のすべての権力を君主に吸収させてしまい、且つ、統治活動、 と総体利益の代表の思想を否定する保守主義者に対する闘いを展開し、 に代表されるとする観点からか、もしくは社会の身分制的編成という観点からか、君主以外の主体による総体意思 一般憲法学を信奉する立憲主義者は二正面作戦を展開した。即ち、一方では、君主によって国家・国民が排他的 且つ、契約の方法で確定された共同体の秩序を求め、 また、 理性的プレスの自由・世論の尊重などを通じての両者の維持を求める、 国民から選ばれ、国民を代表する代表を要求した。 国家構成員の憲法上の市民的法的平等を求め、 他方では社会契約から出発するけれども、 J. L. クリュー 個人の不可譲の政治 国民から選ばれた 行政活動の完全化 バーは成文文 当時の時代の 立憲

(名城

論

説

根ざしている。 思を化体するものである。立憲主義的制度、とりわけ国民代表制を理性的憲法の実践的承認として捉えたロテック されている委員会である』。 権利、或いは、そもそも政府権力の設立に際して国民自身のために留保されたか留保されるべき権利の行使を授権 であって、政府に対してこの国民を代表することを任務とし、即ち、このような相互関係において国民に帰属する 含んでおり、この代表議会は国民の地域的多様性や身分的多様性を化体するものではなく、むしろその真の総体意 によって服する義務は重要な統治事項については国民から選ばれた代表議会の承認を受けるという決定的な譲歩を ての全国民の共同目的のための代表者である。 $J.~\mathrm{Chr.~Frhr.~v.}$ アレティン (Aretin) によれば、君主が社会契約 ないということ、したがって、とりわけ〝臣民のなかの最大多数にして最も不可欠の階層、したがって国家の主要 支配的政治的性格を正しく認識して、議会における議席は、その目的から見て、選挙権を有する市民の選挙を通じ する委員会、 が要求した議会というのは、〝国家社会へと統一された国民全体、 構成要素たる、 てのみ獲得されるべきである、と主張した。クリューバーによれば、国民代表が国民から直接発源しなければなら しかも単に、実定的な確定もしくは法的擬制によってではなく、本性と真理によって表現する委員会 彼によれば、国民代表はその形態と行動において一般意思の特徴を帯びており、政治的統一体と 自由な農民身分』が国民代表の選挙から排除されてはならないということは、国民代表の本性に 即ち、完全な市民たる国籍所有者の全体を表現

奉者によって国民代表議会の法律発案権も要求されたということも注目に値する。(陪審制) と裁判所の審理の公開が要求されたことも注目される。立憲主義的意味における一般憲法学の多くの信 (陪審制) と裁判所の審理の公開が要求されたことも注目される® 国民代表という性格にもとづいて、代表者の指令による拘束が否定された。 即ち世論との同一性を保障するために議会活動の公開が要求された。この点では、裁判に関しても国民の参加 しかし、 代表者の意見と全国民の

ところで、 国民代表の形成方法に関して、 とりわけ社会的身分ごとにすべきか選挙区ごとにすべきか、『 につい T

君主が国民の一般意思の統合の中心として承認されていたことが非常に奇異に思われる。ヴィーン最終議定書五七 のとして対抗する関係においた。 くは議会の多数)と人為的機関(= 君主もしくは政府)とをもつものとし、且つ、 国家権力に公的生活のすべての対象の上に及び、すべての党派を法的軌道に乗せ、且つ、特定党派のためではなく かったことによる面もあった。例えば、アレティンは、社会は社会に内在する党派的争いを自分の力で、 条によってそうせざるをえない面もあった。しかし、それは或る程度までは、この傾向の信奉者によって国家権力 ができるとアレティンは考えた。 て全国民の一般的善のために活動することを通じてあらゆる党派の抵抗を不可能にするのに必要な力を与えること た代表によってなくしてしまうことはできないと考えた。社会は立憲主義的君主政の精神を必要とし、この精神が の統一性が余りにも重視されていたこと、逆に、国民による統一的な総体意思の自律的形成が余り信用されてい 般憲法学的・立憲主義的傾向の内部において意見の相違があったにもかかわらず、殆んどすべての論者によって ロテックもまた、理念的総体意思は二つの機関、 この二つの機関を同権同格の 即ち、自然的機関 (= 国民も 選挙され

国民は道徳的人格として君主に対峙するものであった。ロテックによれば、〝国家という理念的綜体人格の内部信された。S˙ヨルダン(Jordan)によれば、国家契約の二つの当事者は契約締結後もその人格を失うことはなく、 らきかけではなく、 のような人々の働らきかけは、 現実の国民の総体を代表しもしくはその権利を行使する一定の人々はこの全体から区別される。 このようにして一九世紀前半の憲法学においても国家における人格の二元性もしくは二つの人格が承認され、 相互に本質的に異った、相互に影響を及ぼし合いながら対峙する二つの人格が成立する。ロテックによれば、 真の総体意思の支配は権力が種々の人格の間で分割されることによって実現され得るのであって、圏 他の人格、 即ち、 したがって、 分離された法基盤に立っている人格に対する働らきかけである。ロテック 自分自身に対する働らきかけ、もしくは自己自身の構成員に対する働 ″全体に対するこ

相互作用の関係があった。 身による総体意思の自律的形成に対する信頼の欠如という共通の根源から発しているという点では、 このような人格の二元性は前述の国家権力の統一性という前提と矛盾するものではなく、むしろ、 両者の間には 両者が国民自

論

説

正当化というモーメントを含んでいるがゆえに、それは多元的に実現されなければならない。 を含んでいるがゆえに、それは原則として統一的に作用しなければならず、また、 義者によって強調され、実現へむけて推進された。 格』だけが参加すべきなのではなくて、多くのファクター の要素と多様性の要素とをそのなかに含んでいる。即ち、公的なものはすべての人のための配慮というモーメント による正当化というモーメントとを含んでいる。この二つのモーメントの両方ともが一般憲法学を信奉する立憲主 いわば課されたものであり、多元的な努力の結果として実現されるべきものである。この統一実現には二つの 公的なものは、その内容的ディメンジョンにおいては、すべての人のための配慮というモー メントとすべての しかし、公的なものは態様のディメンジョンにおいては統 が参加すべきである。 公的なものはすべての人による 統一のモーメントは

会主義の一定程度までの進展に対する立憲主義的一般憲法学の貢献は高く評価されなければならないとしても、 学にとっては、 かし、議会主義の一層の進展には役立たなかったことも重視されなければならない。 この思考方法は、一九世紀前半においては、公的なものの領域における権利保護の縮減をもたらしたし、また、 から存在するものへと硬直化させてしまった。それは国家における人格の二元性の強調によって多元性のモー トを縮減してしまった。ドイツ憲法学に伝統的なこの思考方法、ドイツ憲法学の歴史を赤い糸のように貫いている 一般憲法学に立脚していた、一九世紀前半の憲法学は、君主の優位の強調によって統一のモーメントを既に始 この一九世紀前半の憲法学がゲルバー (Gerber) やラー ・バント (Laband) の憲法学、 しかしながら、ドイツの憲法 即ち、 自然 メン

憲法学によってとって代わられたことのほうが、 法思想や社会契約思想を否定しただけではなくて、 一層重要なことであった。 国家の自己完結的な人格を憲法学の体系の出発点・ 中心とする

注

- J. J. Shumaugens Academische Reden und Vorlesungen über das teutsche Staatsrecht, hrsg. von J. A. Heldman,
- 2 AaO, Vorrede.
- 3 Vgl. L. Goldschmidt, Rechtsstudium und Prüfungsordnung, 1887, S. 139.
- 4 Vgl. z. B. J. C. Krause, Abhandlungen aus dem deutschen Staatsrechte, 1779, S. 62 ff
- 5 Vgl. z. B. H. Schulze, Über Prinzip, Methode und System des deutschen Staatsrechts, Zeitschrift für Deutsches

国家権力の作用と限界、種々の国家形体に関する論究が当然に一般憲法学の任務となる。 定憲法の学問的理解はそもそも不可能である。シュルツェによれば、国家概念それ自身、目的、 Staatsrecht und Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. 1 (1867), S. 435. シュルツェによればドイツ憲法学も疑いもなく一定の一般的な基本概念を必要とするのであって、それなくしては実 法的根拠、 国家権力、

- Thibau, Juristische Encyclopädie und Methodolgie, 1797, S. 25. A. F. Schott, Entwurf einer juristischen Encyclopädie und Methodologie, 1780, S. 37 f. Vgl. ferner A. F. J.
- 7 当時とりわけ G. J. Wedekind が一般憲法学の講義を行っていた。
- D. Nettelbladt, Hallische Beyträge zu der juristischen Gelehrten-Historie, Bd. 2, 1758, Š 57 und S. 61
- Vgl. A. R. v. Wretschko, Die Geschichte der Juristischen Fakultät an der Universität Innsbruck 1671 1904, S.
- $\widehat{\underline{10}}$ Vgl. F. Frensdorff, Die ersten Jahrzehnte des staatsrechtlichen Studiums in Göttingen, 1887, S. 5.後には G_. ア 'n

(名城 '03) 52 - 2 · 3 - 58

'03)

11 12 Vgl. Carl Prantl, Geschichte der Ludwig-Maximilians-Universität in Ingolstadt, Landshut, München, Bd. 1,

論

説

- (Boehmer) の Introductio in Ins Publicum Universale (1710) をテキストにしてボクリス (Bocris) によって行われ Kaiserlichen Universität zu Wien, Bd. 1, Teil 2, 1854, S. 273 ff. ヴィーン大学での一般憲法学の最初の講義はベーマー Vgl. W. E. Wahlberg, Gesammelte Kleinere Schriften, Bd. 2, 1877, S. 23 f. Ferner vgl. R. Kink, Geschichte der
- f.; J. J. Moser, Teutschland und dessen Staats-Verfassung überhaupt, 1766, S. 527. Vgl. J. C. Krause, aaO, S. 67, 62; P. A. Frank, Grundbetrachtungen in Anwendung auf Teutschland, 1784, S.
- $\mathrm{Vgl.}$ D. Nettelbladt, Eröterungen einiger einzelner Lehren des teutschen Staatsrechts, 1773, S. 21 ff
- <u>15</u> C. Gareis, Allgemeines Staatsrecht, 1883, S. 17.
- (16) 全国家諸科学への入門としての一般国家学の講義は既に一九世紀の前半にも例えばフライブルク大学 (ロテックとブ ス) 及びヴェルツブルク (ベール) によって行われていた。
- <u>17</u> R. Schmidt がこの転換を行った。
- をつけ加えた。これら三つの部分は「国家に関する理論」に統合された。 (一八七五)のタイトルを「一般国家学」に改め、その内容を一般国家学と一般憲法学とに分け、それらに更に政治学 国家学の講義を行ったのはブルンチュリ (Bluntschli) であった。ブルンチュリは彼の著作「一般憲法学」の第五版 ちょうどこの学期に初めて社会学の講義も講義要覧に登場したことが注目される。 ハイデルベルク大学で初めて一般
- ハイデルベルク大学で「一般国家学」の単独の講義を行い始めたのはG.イエリネックであった。
- は殆んど行われたことはなかった。 も「政治学と一般憲法学」という副題を伴って登場した。ベルリン大学では、それ以前には「一般憲法学」単独の講義 ベルリン大学では、一八九九年から一九〇〇年にかけての冬学期に「一般国家学」の講義が講義要覧に登場し、 ただ九〇年代の何回かの夏学期に H^- プロイス ($Preu_eta$) が「政治学」もしくは

以来 R. スメント (Smend) もこのタイトルの講義を予告していた。 「法哲学」と結びつけて「一般憲法学」の講義を行った。しかし、一九一五年から一六年にかけての冬学期に H. トリー (Triepel) が「一般憲法学と国家学」の講義を行ったことがあり、また、一九二二年から二三年にかけての冬学期

行われなくなった。一九一四年の夏学期に初めて「一般国家学」の講義が行われ、それ以降徐々に規則的に行われるよ ゲッティンゲン大学では既に一九世紀の二○年代以降「一般憲法学」の講義が段々減少し、

国家学」の講義が規則的に行われるようになった (最初はケルゼンによって行われ、ついでメンツェル、ヴィットマイ ヤー、メルクルによっても行われた)。 「一般憲法学」はオー ヴィーン大学では「一般憲法学」単独の講義は若干の中断はあったが、一八九一年の夏学期まで続いた。その後は ストリア憲法の講義の付属物となった。一九一一年から一九一二年にかけての冬学期以来、「一般

講義を予告していた。しかし、一九一九年の夏学期以降に始めてこの講義は規則的に行われるようになった。 タイトルの講義を行った。E:ルック (Ruck) が一九一〇年から一一年にかけての冬学期に、また、 ツ、次いでヨリー)。 が行われていた。八〇年代以降になって初めて「政治学」と結びついた「一般憲法学」の講義が行われた (マルティッ 九一一年から一二年にかけての冬学期に「一般憲法学」単独の講義を行ったが、その後はスメントは「一般国家学」 チュービンゲン大学においては一九世紀の三〇年代、四〇年代にはモール (Mohl) によって「国家学通論」の講義 一九○二年から○三年にかけての冬学期以降には H・トリーペルが「一般憲法学と国家学」という R. スメントがー

憲法学と政治学」というタイトルの講義を行っていた。 般国家学」へと名称変更をした。なお、ローテンビューハー (Rothenbücher) は既に一九一三年の夏学期以降「一般 学」という講義を行っていたが、一九一八年夏学期には「一般国家学、一般憲法学および政治学」と名称変更をした。 一九二六年の夏学期には、H·ナヴィアスキー (Nawiasky) は一九二〇年以来行ってきた「一般憲法学」の講義を「一 ミュンヘン大学では、ディロッフ (Dyroff) が一九〇九年の夏学期以降「一般憲法学及び国家の一般社会理論と政治

<u>21</u> R. ∨. **モ**I ルや 0. >. ギー ルケ (Gierke) がそうであった。 それについては K. Plog, Die Krise der

52-2-3-61 (名城

- f. 及び C. Schmitt, Das "Allgemeine Deutsche Staatsrecht" als Beispiel rechtswissenschaftlicher Systembildung 例えば C. ボルンハーク (Bornhak) と R. グナイス (Gneist) がそうであった。それについては、K. Plog, aaO, S. 140
- Vgl. C. Bornhak, Allgemeine Staatslehre, 1896, S. 8.

説

- neuerdings U. Scheuner. Einleitung zu Althusius-Bibliographie, Bd. , 1973, S. XX die deutsche Wissenschaft vgl. H, Maier. Ältere deutsche Staatslehre und westliche politische Tradition, 1966, und der frühen Neuzeit, 1966, S. 346, 376, 377, 379. Zu dem allgemeinen Problem des Einflusses westlicher Theorien auf Genossenschaftsrecht, Bd. Reichsstaatsrechts ihre wissenschaftliche Formulierung gab" (S. 38). Vgl. ferner O. v. Gierke, Das deutsche (1957), S. 34 ff.: "Der Einfluß des Bodin war es, welcher den principiellen und Vgl. dazu z. B. R. Stintzing-E. Landsberg, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft, , 1913 (1954), S. 213 ff.; F. H. Schubert, Die deutschen Reichstage in der Staatslehre ff. fundamentalen Fragen des . Abteilung, 1884
- Vgl. O. v. Gierke, aaO, S. 209 ff.
- 73 ff., F. H. Schubert. Volkssouveränität und Heiliges Römisches Reich, Historische Zeitschrift 213 (1971), S. 91 ff. Sauter, Die Entwicklung der abendländischen Staatsidee, Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie 27 (1933/34), S. Vgl. O. v. Gierke, ebd., S. 216; R. Hoke. Die Reichsstaatsrechtslehre des Johannes Limnaeus, 1968, S. 65 ff.; J.
- 28 Vgl. R. Hoke, aaO, S. 2 ff.; O. v. Gierke, aaO, S. 216 ff.
- 憲法学は大学の講義においても論文においても独立した地位を占めるようになった。 素材は講義においても論文においても取扱われていたが、確固たる理論と体系とが欠如していた。 試みたる、 一六世紀末までは大学の講義では私法だけが考慮されていた。 一四六○年のR.V.アンドロー (Andlau) の論究は一世紀半以上も注目されないままであった。 神聖ローマ帝国の憲法の体系的、学問的論究の最初の イエナ大学では D. アルメーウス 一七世紀初頭以来、 憲法学の

deutschen Rechtswissenschaft, I. Abteilung, 1880 (1957), S. 663 ff.; R. Hoke, aaO, S. 21 ff.; N. Hammerstein, Jus und Historie, 1972, S. 94 ff. **% E**? 5, 1616 1623 に収録された。憲法学の初期の状況については、とりわけ、R. Stintzing E. Landsberg, Geschichte der された。一六一六年に憲法に関する最初のハンドブックたるダニエル・オット (Otto) の De jure publico Rom. Imp. 同じような活動を行った。ベゾルトは一六三六年インゴールシュタット大学の新設の憲法 (jus publicum) 講座へ招聘 (Armaeus) がその講義において憲法 (jus publicum) を取扱い、チュービンゲン大学では Chr. ベゾルト (Besold) が これは後にアルメーウス (Armaeus) の編纂した論文集 Discursus academici de jure publico, Vol. 1

- とは帝国諸侯の利益に反することであった。 なかでの自己の権利を明確に確定しようとする帝国諸候の意図に添うことであったが、 この点に関しては F. H. Schubert, aaO, S. 182, 282.参照。神聖ローマ帝国の憲法学を育成することは、帝国全体の 領邦国家の憲法学を育成するこ
- 31 Landsberg, aaO (s. Anm. 25). Vgl. zu Arumaeus Stintzing-Landsberg, aaO (s. Anm. 29), I. Abteilung, S. . Abteilung, S. 43. 670; zu Limnaeus Stintzing-
- Vgl. R. Hoke, aaO (s. Anm. 27), S. 39.
- Vgl. R. Hoke, ebd., S. 137.
- deutsche Staatstheorie in der ersten Hälfte des 17. Jahrhunderts, Diss. iur. Marburg, 1967, S. 77 ff. Vgl. dazu R. Hoke. ebd., S. 98 ff.; G. Henkel. Untersuchungen zur Rezeption des Souveränitätsbegriffs durch
- personalis を皇帝のみに帰属するものとし、他の場合にはそれを皇帝と帝国諸侯とに共同して帰属するものとし られている、という結論に達した。Vgl. O. v. Gierke, aaO, S. 218. は majestas personalis はドイツにおいては皇帝だけに委ねられているのではなく、 れについては、F. H. Schubert, aaO, S. 506; R. Hoke, aaO, S. 111 参照。ギールケによれば、多くの帝国憲法学者 majestas personalis の主体の論究においてリムネーウスは一貫していない。或る場合にはリムネーウスは majestas 皇帝と帝国議会とに共同して委ね

52 - 2•3 - 63

(名城

Vgl. R. Hoke, aaO, S. 137 ff

52 - 2•3 - 62 '03)

- Vgl. R. Hoke, ebd., S. 152 ff.; Stintzing Landsberg, aaO, . Abteilung, S. 35 ff.
- Verwaltungslehre (Polizeiwissenschaft), 1966, S. 160 ff. Vgl. R. Hoke, ebd., S. 115 ff. ラインキングの国家観については H. Maier, Die ältere deutsche Staats-und
- (ℜ) Vgl. R. Hoke, ebd., S. 169.

説

- (\(\frac{1}{2}\)) Vgl. R. Hoke, ebd., S. 171 ff.; J. Sauter, aaO, S. 321 ff.
- (4) Vgl. R. Hoke, aaO, S. 175 ff.
- つきについては L. Krieger, The German Idea of Freedom, 1957, p.5 6. 参照。 権力が強化されたということはドイツ憲法思想の特徴をよく示している。 国家として結合した共同体としての国民が majestas realis であるとする理論によって帝国諸侯としての領邦君主の ドイツ憲法思想における自由と権威との 結び

(名城

- nach der Regierungsform, S. 18. あるということを自慢していた。それについては H. G. Scheidemantel, Das allgemeine Staatsrecht überhaupt und 176 (以下では Althusius と引用)。シャイデマンテルによれば、ホッブズは一般憲法学を特に論究した最初の人間で Vgl. O. v. Gierke, Johannes Althusius und die Entwicklung der naturrechtlichen Staatstheorien, 1929 (1958), Š
- (4) Vgl. O. v. Girke, aaO., S. 172 f.
- (45) 一六二五年に刊行されたグロチウスの著書の副題、 gentium item iuris publici praecipua explicanter が本稿のテーマにとって重要である。グロチウスは自然法と国際法 Volkssouveränität und Freiheitsrechte, Bd. 1, 1972, S. る自然法的基礎をもちつづけ国際法的重要性をもちつづけることになった素材をも含めていた (E. Reibstein, 段々と一般憲法学として独立することになったが、 配り De Jure Belli ac Pacis libri tres in quibus ius naturae et . 207)° しかし、 絶対主義の全期間を通じてその確固た
- (4) Vgl. O. v. Gierke, aaO, S. 183.
- さないままであった。マクリティウスを除けば誰も自然法が公法を構成する原理のなかの第一原理であるとは主張しな ハマーシュタインによれば、アルトジウスやベゾルトによる公法の自然法的説明の試みは最初は特別の追随者を見出

Sauter, aaO, S. 197 f. 参照 する若い学問のための拠り所をもたらした (Hammerstein, aaO, S. 103)。 ルフ的な自然法的・歴史的傾向が成立した。この傾向はコンリング的な政治的・歴史的傾向とならんでドイツ公法に関 かったと言われている (N. Hammerstein, aaO, S. 96)。しかし、一七世紀の後半には、憲法学の内部にプーフェンド 公法と自然法との結びつきについては

- 参照。全体については H. Denzer, Moralphilosophie und Naturrecht bei Samuel Pufendorf, 1972, S. 160 ff. "Gesellschaft" als verfassungstheoretisches Problem, in: Festgabe für R. Smend zum 80. Geburtstag, Staatsperson Pufendorfs in Lichte der neuen Staatslehre, AöR 30 (1939), S. 33 ff.; H. Ehmke, "Staat" und 85 ff. 参照。プーフェンドルフの persona moralis に関する理論については J. Sauter, aaO, S. 207 ff.: W. Zauber, Die プーフェンドルフの国家論・憲法論については E. Reibstein, Volkssouveränität und Freiheitsrechte, Bd. 2, 1972, S. , 1962, S.
- (4) Vgl. O. v. Gierke, aaO, S. 181 ff.; J. Sauter, aaO, S. 326 f.
- $\widehat{50}$ (以下において Genossenschaftsrecht と引用) $\mathrm{Vgl.}$ z. B. O. v. Gierke, ebd., S. 184 f. ; ders., Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bd. , 1913 (1954), S. 465 ff.
- 51 Vgl. z. B. O. v. Gierke, Althusius, S. 185 f.; O. v. Gierke, Genossenschaftsrecht, Bd. 457
- $\widehat{52}$ Vgl. O. v. Gierke, Althusius, S. 88 f.; ders., Genossenschaftsrecht, Bd. , S. 462 ff.
- Genossenschaftsrecht, Bd. 1713)。彼は国家権力の統一性を放棄しないで立憲主義的な国家を構成しようと試みた。それについては O. v. Gierke Vgl. O. v. Gierke, Althusius, S. 181. この理論の主たる主張者はU. フーバー , S. 477 f. 参照。 (Huber) であった (De jure civitatis,
- (塔) Vgl. O. v. Gierke, Genossenschaftsrecht, Bd. , S. 222 f.
- (5) Vgl. O. v. Gierke, Genossenschaftsrecht, Bd. , S. 477, Anm. 118
- <u>56</u> Vgl. O. v. Gierke, Genossenschaftsrecht, Bd. , S. 223 ff,; J. Sauter, aaO, S. . 327 ff.
- (5) Vgl. O. v. Gierke, Althusius, s. 287 f.
- 8) J. K. Spener, Teutsches Ius Publicum, 1723, S. 6, 9, 74.

'03) 52 - 2·3 - 64

52 - 2•3 - 65 (名城

J. K. Spener, ebd., S. 13

説

- $\widehat{60}$ J. K. Spener, ebd., S. 12, 13, 361 ff.
- 61 ebd., S.

論

- <u>62</u> J. K. Spener, ebd., S. 83.
- 63 Vgl. J, Sauter, aaO, S. 212 f.
- 64 ありつづけることを強調した (S. 460)。 た。フーバーは国家人格と支配者人格とを同一化したが、しかし、国民も "jus personae retinet" 及び "universitas" で Vgl. O. v. Gierke, Genossenschaftsrecht, Bd. , S. 459 ff. ギールケによればフーバーも二つの権利主体を認めて
- <u>65</u> Auffassung vom Begriff des Staatsrechts. Diss. iur. Kiel, 1968, S. 39. deutschen Territorialverfassung, 1803, S. Vgl. z. B. O. v. Gierke, Genossenschaftsrecht, Bd. 2, 171; P. Rathjen. , S. 462 f., 482; J. F. X. v. Epplen, Über das Prinzip der Die Publicisten des 18. Jahrhunderts und ihre
- Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl., 1922, S. 345 f. v. Kreitmayr. Grundriß des Allgemeinen, Deutsch- und Bayerischen Staatsrechtes, 1769, S. 146, 149; vgl, ferner G. Vgl. z. B. J. S. Pütter, Beyträge zum Teutschen Staats- und Fürstenrechte, Teil. 1, 1777, S. 193; A. W. X. Frhr.
- <u>67</u> Vgl. J. H. G. v. Justi. Die Natur und das Wesen der Staaten, 1760. S. 72
- 68 $\mathrm{Vgl}.$ E. Schömbs, Das Staatsrecht Johann Jakob Mosers, 1968, S. 223 f., 251 ff
- Vgl. J. J. Moser, Compendium iuris publici Germanici, 1731, S. . 449.
- $\widehat{70}$ Vgl. z. B. J. J. Schmauß, Academische Reden und Vorlesungen über das teutsche Staatsrecht, 1766, S. 604.
- Epplen, aaO, S. 89 ff. D. Nettelbladt, Erörterungen einiger einzelner Lehren des deutschen Staatsrechts, 1773, S. 253; vgl. J. F. X. v.
- J. F. X. v. Epplen, aaO, S. 109 f. Vgl. ferner A. W. X. Frhr. v. Kreitmayr, aaO, S. 148
- この問題については、P. Rathjen, aaO, S. 92; E. W. Böckenförde, Gesetz und gesetzgebende Gewalt von dem

- フェルデは二つの思想傾向が交錯し、 の内容を変えることなく合理化され、段々と自然法的特徴を帯びるようになって行った憲法学のなかで存在しつづけた」。 Anfngen der deutschen Staatsrechtslehre bis zur Höhe des staatsrechtlichen Positivismus, 1958, S. 53 f. ベラ 結合したと述べている。即ち「身分制的司法国家の政治状況から生じた高権はそ
- 74 おゲンナーと殆んど同じことを述べている。シュタインによれば、高権の概念は第一に、国王のあらゆる既得権の全体 を包含しており、第二に、国家に自然的に帰属する権利を包含している。それについては P. Rathjen, aaO, S. 92.参照。 Vgl. S. Jordan, Versuche über allgemeines Staatsrecht, 1828, S. 206, Anm. 3. L. v. シロタトン ですらな
- 75 へと重点が移動したことについて R. v. Mohl, Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften, Bd. 1, 1855, S ドイツの哲学的憲法学において国家権力及び形式的に無制限の君主の要求権の根拠づけから個人の権利の研究と確定
- 76 Vgl. Chr. Frhr. v. Wolff, Grundsätze des Natur-und Völkerrechts, 1754, S. 701, 704 f., 707 f.
- ユスティの著書「統治術綱要」 (Der Grundrig einer guten Regierung) in vorkonstitutionellen Staatslehre Deutschlands, 1969, S. 11 f. **《**解? の源泉であるところの国民から成立している」と語った一八世紀最初の書物であり、モンテスキューの展開した原理を ユスティの憲法学者としての意義については G. Chr. v. Unruh, Subjektiver Rechtsschutz und politische Freiheit イツの事情に適用しようとした最初の試みである。それについては H. Maier, aaO, S. 218 ff.をも参照 が「国家におけるすべての権力は常に国家権力 ウンルー によれば、 一五七九年に刊行された
- 78 Vgl. J. H. G. v. Justi, aaO, S. 306 ff.
- 79 Vgl. J. H. G. v. Justi, ebd., S. 73.
- 80 Vgl. J. H. G. v. Justi, ebd., S. 73 ff.
- Vgl. J. H. G. v. Justi, ebd., S. 75 f.
- デマンテルも、国民の基本権力は共同体の福祉を自らの力によって実現することが必要となる限りにおいて再び活動す Vgl. J. H. G. v. Justi, ebd., S. 76 f. ということを主張する。 H. G. 国民が権利を留保するという思想はシャイデマンテルにも見出される。 Scheidemantel, Das allgemeine Staatsrecht überhaupt und nach der シャ

'03) 52 - 2 • 3 - 66

52 - 2・3 - 67 (名城

(3) Vgl. H. G. Scheidemantel, ebd., S. 248 ff.

論

説

Genossenschaftsrecht, Bd. Schutz der Persönlichkeit in der Rechtslehre Vgl. dazu W. Rüfner, Verwaltungsrechtsschutz in Preußen von 1749 bis 1842, 1962, S. 39; M. Hermann, Der , S. 462 f. des 16. 18. Jahrhunderts, 1968, S. 42 ff.; 0 Gierke,

52 - 2•3 - 68

'03)

- J. H. G. v. Justi. aaO, S. 258; vgl. auch H. G. Scheidemantel, aaO, S. 211, 215
- Frhr. v. Martini. Lehrbegriff des Natur-, Staats- und Völkerrechts, Bd. 3, 1783. S. 41.
- (≈) J. S. Pütter, aaO, S. 354
- (\infty) J. S. Pütter, ebd., S. 294.
- (%) Vgl. P. Rathjen, aa
O, S. 158 f., 162; W. Rüfner, aa O, S. 4
- (S) J. S. Pütter, aaO, S. 355 f.
- (云) Vgl. J. H. G. v. Justi, aaO, S. 94, 95
- 92 の国家)。マイヤー Vgl. J. Chr. Majer, Teutsche Staatskonstitution, Bd. 2, 1800, S. 543, S. 225, S. 318 (自由と財産の保障機構として も人格の二元性ということを言っている (S. 627 f.参照)。
- (\mathfrak{B}) Vgl. z. B. O. v. Gierke, Genossenschaftsrecht, Bd, , S. 482.
- (3) J. H. G. v. Justi. aaO (s. Anm. 67), S. 99
- (5) J. H. G. v. Justi, ebd.. S. 99.
- (S) J. H. G. v. Justi, ebd., S. 171.
- (5) J. H. G. v. Justi. ebd.. S. 99, 171.
- 98 Vgl. H. G. Scheidemantel, aaO (s. Anm.82), S. 389 f. シャイデマンテル自身主観的分割という言葉を用いている。
- H. G. Scheidemantel, ebd., S. 389, 390; vgl. ferner J. H. G. v. Justi, aaO. S. 97
- (室) Frhr. v. Martini, aaO, S. 208.

- E) Vgl. O. v. Gierke. Althusius, S. 223
- (≅) Vgl. F. H. Schubert, aaO, S. 67, 385, 401, 507, 508.
- Jahrhunderts, Historische Zeitschrift 105 (1910) S. 89 ff. Vgl. O. v. Gierke, Althusius, S. 220; ferner H. v. Voltelini, Die naturrechtlichen Lehren und die Reformen des 18.
- Joachim Ritter zum 60. Geburtstag, 1965, S. 427, 430; ferner O. v. Gierke. Althusius, S. So für Pütter ausdrücklich R. Vierhaus, Montesquieu in Deutschland, in: Collegium philosophicum. Studien . 221.
- (\(\sigma\)) Vgl. R. Rürup, Johann Jacob Moser, 1965, S. 199 ff.
- Natur der Sache, 1970, S. 78 Germanisten J. S. Pütter und J. F. Runde, Diss. iur. Göttingen, 1967, S. 112 ff.; W. Neusüß, Gesunde Vernunft und Vgl. dazu H. Marx, Die juristische Methode der Rechtsfindung aus der Natur der Sache bei den Göttinger
- (≦) Vgl. J. S. Pütter, aaO, S. 182 f.
- 108 Vgl. J. S. Pütter, ebd., S, 180, 60 f.;それについて批判的なものとして U. Schlie, J. S. Pütters Reichsbegriff, 1961.
- (室) Vgl. J. S. Pütter, ebd., S. 130.
- $(\stackrel{\textstyle \frown}{=})~$ A. W. X. Frhr. v. Kreitmayer. aa
O, S. 3
- 111 もそのことは認められる。それについてはR. Rürup, S. 10. 参照。 Vgl. z. B. J. S. Pütter, aaO, S. 354; H. G. Schidemantel, aaO, S. 257; J. H. G. v. Justi, aaO. S. 54 f. н-ザー に
- (≅) Vgl. Frhr. v. Martini, aaO, S. 10.
- ≅) Vgl. dazu P. Rathjen, aaO, S. 180 f.
- Vgl. z. B. J. H. G. v. Justi, aaO, S. 61 f. この点では当時の民衆哲学者ガルヴェ (Garve) にも言及しておく必要が ガルヴェは〝一般的利益〟をあらゆる正義の第一根拠もしくはあらゆる権利の最高根拠として述べている。 「すべての人を利するものは必然的に正しい」という命題によって法と利益との対立を克服した。 それについ ガル 7

52 - 2•3 - 69 (名城 '03)

52 - 2 • 3 - 70

論

説

- している。 (Teil 1) S. 12, 24, 42, 67, 121, 130, 231, 309, 315, 319 ; (Teil 2) S. 191, S. 267; 更に、P. Rathjen, aaO, S. 27 ピュッターは彼の 「Beiträge zum Teutschen Staats-und Fürstenrechte」のなかで次の箇所で一般憲法学をもちだ '03)
- 116 Vgl. J. S. Pütter, aaO, Teil 1, S. 1. ff.; それについては W. Neusüß, aaO, S. 79. 参照
- Vgl. J. S. Pütter, ebd., Teil 1, S. . 10
- 118 Vgl. J. S. Pütter, ebd., Teil 1, S. 352 f.
- 119 Vgl. J. S. Pütter, ebd., Teil 1, S. 191, 317, 319, 344, 350
- 120 Vgl. J. S. Pütter, ebd., Teil 1, S. 362
- 121 Vgl. J. S. Pütter, ebd., Teil 1, S. 315
- 122 Vgl. J. S. Pütter, ebd., Teil 1, S. 361
- (図) 政治的啓蒙の代表としてのシュレッツァー に関しては F. Valjavec, Die Entstehung der politischen Strömungen in Deutschland 1770 1815, 1951, S. 98 ff. **%**器
- 124 Vgl. A. L. Schlözer, Allgemeines StatsRecht und Stats VerfassungsLere, 1793 (1790), S. 102 f.
- 125 Schlözer, ebd., S. 108.
- 126 Vgl. A. L. Schlözer, ebd., S. 151 ff.
- 127 Vgl. A. L. Schlözer, ebd., S. 165.
- Vgl. F. Fürst, August Ludwig von Schlözer, 1928, S. 152. シュレッツァーは神聖ローマ帝国を改革によって改善さ

Parlamentarismus am Ende des 18. Jahrhunderts, 1939, S. 116. 物監 Das deutsche Staatsleben vor der Revolution, 1845, S. 306; H. Christern, Deutscher Ständestaat und englischer れることができるが、しかし根本的な変革を必要としない幸運の島と評価していた。これについては、C. Th. Perthes,

- その第一版は一七九四年に刊行され、第二版は一七九七年に刊行された。
- Vgl. C. F. Häberlin, Handbuch des teutschen Staatsrechts, Bd. 1, 1797, S. 1 ff.
- の善さについて」という論文を発表し、そのなかで、ドイツの国家憲法を賞賛した (E. Fischer, aaO, S. 25 ff.参照)。 Vgl. dazu E. Fischer, Carl Friedrich Haeberlin, 1914, S. 48 ff. ヘーベルリーンは一七九二年に「ドイツの国家憲法
- 132 Vgl. C. F. Häberlin, aaO (s. Anm. 130), Bd. 2, 1794, S. 52 ff., 72ff.
- 133 Vgl. E. Fischer, aaO (s. Anm. 131), S. 39
- <u>134</u> Vgl. E. Fischer, ebd., S. 39, 50
- f. 参照。 このことはヘーベルリーンにおいて最も明瞭である。 これについては E. Fischer, aaO, S. 48; F. Valjavec, aaO, S.
- (1967), S. 190. Vgl. z. B. F. Valjavec, aaO, S. 15 f.; R. Vierhaus, Politisches Bewußtsein in Deutschland vor 1789, Der Staat 6
- 真の国民代表としての性格を有することは否定している (K. O. Frhr. v. Aretin, Heiliges Römisches Reich 1776 Vierhaus, aaO, S. 190)。K. O. Frhr. v. アレティン (Aretin) は、一八世紀後半における領邦議会の興隆について語っ 表にすることはできなかった。とはいえ、この見方はドイツにも君主の絶対主義を制限し、 た参加・参与を可能にするのに適した歴史的制度が存在したということを読者に意識させるものであった」(R な見方は読者に理想状態を示そうとするものではあったが、しかし現実を変革するものではなく、 この見方はR.フィアハウスの以下の叙述の前半部分に見出されることができる。即ち「領邦議会に関するこのよう Teil 1, 1967, S. 29 ff. 参照) (その理由として彼はとりわけアメリカやフランスの革命の理念の影響を挙げている)、 被治者の制度的に保障され しかし、 議会を実際の国民代

52 - 2•3 - 71 (名城

- Z. B. Th. Schmalz, Das natürliche Staatsrecht, 1794; Th. Schmalz, Das teutsche Staats-Recht, 1825
- Z. B. K. S. Zachariä, Geist der deutschen Territorialverfassung, 1800.

説

- 般憲法学の講義も行っていた。全体について H. Ehmke, Karl von Rotteck, der "politische Professor", 1964, bes. S. 19 する。とりわけ、 Staatslehre) の一部をなしているにすぎない。 Vernunftsrechts und der Staatswissenschaften) の第二巻・ ロテック自身の区分によれば、 それが理性法にもとづいているからなおさらそうである。 一般憲法学は彼の教科書「理性法と国家諸科学教科書」(Lehrbuch des しかし、通常の理解に従えば、 「一般国家学教科書」 (Lehrbuch der allgemeinen なお、ロテックはフライブルク大学では一 彼の一般国家学全体が一般憲法学に相当
- 141 Bundes und der Bundesstaaten, 3. Auff., 1831, S. 69 f. 参照。クリューバーの契約思想については J. L. Klüber, Öeinem neuen Lehrbegriff des teutschen Staatsrechtes, 1805, S. 69.; J. L. Klüber, Öffentliches Recht des teutschen クリューバー の、一般憲法学をもって憲法の第四の主要法源とする考え方についてはJ. L. Klüber, Einleitung zu
- 142 Vgl. F. Schmitthenner, Grundlinien des allgemeinen oder idealen Staatsrechts, 1845, S. 249
- 143 Š Vgl. zum Begriff des Öffentlichen z. B. A. Rinken, Das Öffentliche als verfassungstheoretisches Problem, 1971, 243 f., 248 ff., 261 ff.
- 144 Vgl. J. F. X. v. Epplen, aaO (s. Anm. 65), S. 2 f., 38
- S. 238 f. Vgl. C. v. Rotteck, Lehrbuch des Vernunftrechts und der Staatswissenschaften, Bd. 2, 1840 (1964), S. 131, ferner
- 146 Vgl. J. F. X. v. Epplen, aaO (s. Anm. 65), S. 49
- <u>147</u> Vgl. C. v. Rotteck. aaO (s. Anm. 145), S. 172
- Vgl. C. v. Rotteck, ebd., S. 170 f.
- B. Th. Schmalz, Das naürliche Staatsrecht, Š 49 ÷. ٠. auch Justus Möser (dazu vgl. 0 ۷. Gierke,

Genossenschaftsrecht. , S. 392, 396).

- <u>150</u> Vgl. dazu H. Brandt, Landständische Repräsentation im deutschen Vormärz, 1968, S. 108.
- (三) Vgl. J. Schmelzing. Einige Betrachtungen über den Begriff und Wirksamkeit der Landstände, Prinzipien des allgemeinen und nattürlichen Staatsrechts, 1818, S. nach den
- 152 J. Schmelzing, ebd., S. 11.
- J. Schmelzing, ebd.,
- 154 allgemeines Staatsrecht, 1828, S. 162 f. Vgl. C. v. Rotteck, aaO, S. 288; ferner J. L. Klüber, Öffentl. Recht, aaO, S. 375; S. Jordan. Versuche über
- <u>155</u> v. Aretin, Staatsrecht der konstitutionellen Monarchie, Bd. 1, 1824, S. 13)° 1855, S. 267 ff. "das allgemeine konstitutionelle Staatsrecht" という表現は既にアレティンに見られる。(J. Chr. Frhr. Vgl. G. Jellinek, aaO, S. 60; ferner R. v. Mohl, Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften, Bd. 1,
- 156 Vgl. dazu z. B. H. Brandt, aaO, S. 47 ff., 122 ff.
- 157 Vgl. dazu H. Brandt. ebd., S. 160 ff.
- 158 Vgl. J. L. Klüber, Öffentl. Recht, aaO, S. 96
- 159 Klüber, ebd., S. . 362.
- 160 Vgl. J. L. Klüber, ebd., S. 395
- 161 Klüber, ebd., S. 397.
- 162 Vgl. dazu H. Brandt. aaO, S. 229
- 163 Vgl. dazu H. Brandt. ebd., , S. 229.
- 164 Rotteck, aaO, S . 82 f.
- 165 Vgl. C. v. Rotteck, ebd., S. 236.
- Vgl. dazu H. Brandt, aaO, S. 186, 188, 265

- 168 Vgl. Aretin Rotteck, Staatsrecht der konstitutionellen Monarchie, Bd. 2, Abt. 1. S. 215 f., 236 ff., 244 ff.
- Staatsrechts der konstitutionellen Monarchie Baierns, 1825, S. 339. Vgl. C. v. Rotteck. aaO, S. 231; J. Schmelzing, aaO, S. 20 f.; S. Jordan. aaO, S. 356; C. Cucumus. Lehrbuch des
- 170 Vgl. dazu H. Brandt, aa, S. 162 ff.

説

- 171 Vgl. dazu H. Brandt, ebd., S. 232; J. L. Klüber, Öffentl. Recht, aaO, S. 365; S. Jordan, aaO, S. . 220
- Vgl. dazu H. Brandt, ebd., S.228 f.
- 憲法学の諸原則を承認し、適用したN.T.ゲンナー Vgl. J. L. Klüber, Öffentl. Recht, aaO, S. 141; S. Jordan, aaO,S. 230. 社会契約思想は否定したけれども、 (N. T. Gönner, Teutsches Staatsrecht, 1804, S. 93, 95)° (Gönner) この問題については更に R. v. Mohl, aaO, S. 281 ff. 参 にとってドイツ憲法学の最高原理は国家の統一性であっ
- (174) これに関して、 ま た、 以下のことについては、 H. Brandt, aaO, S. 229, 234 参照
- 175 Vgl. dazu H. Brandt, ebd., S. 229.
- 176 Vgl. S. Jordan, aaO, S. 392. Vgl. C. v. Rotteck, aaO, S. 89 ff., 226 ff.
- 177

Vgl. C. v. Rotteck, aaO, S. 96 f.

178

- 179 C. v. Rotteck, ebd., S. 97
- 180 Vgl. C. v. Rotteck, ebd., S. 218

Vgl. C. v. Rotteck, ebd., S 240 f.

S. 262 参照。 Staatslehre, 1934, S. 229)。同じことが公的なものについても言われることができる。 H. ヘラー (Heller) は国家に関して、 国家は多元的に実現されるが、 しかし統一的に作用する、と述べた (H. Heller, それについては A. Rinken, aaO,

- (豎) それについては K. Hesse, Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, 6. Aufl., 1973, S. ff.; R. Bäumlin, Staat, Recht und Geschichte, 1961, S. 18 f. 物監?
- 184 Die Entstehung des Verwaltungsrechts als Rechtsdisziplin, 1968, S. 87)。ゲンナーは一般憲法学を根拠にして裁判権 学の承認された原則に従えば国家においては立法権と執行権は裁判権から独立していなければならないから、 M. Bullinger, Öffentliches Recht und Privatrecht, 1968, S. 49, 52 物監)° クは公権を全体の意志にしたがって廃止されるべき権利もしくは裁判権に服さない権利と同一化した (それについては をして私法関係における市民の権利をめぐる争いに限定した (それについては W. Rüfner, aaO, S. 131 f. 参照)。 行為が訴えにもとづいて裁判所において争いの対象になるということは適当ではない」(これについてはm H.一八一三年六月二二日のヴェルテンベルクの上級裁判所の鑑定意見のなかで次のように述べられている。「一般憲法 ロテッ
- 人格の二元性の理論は議会に対する君主的政府の支配を妨げただけでなくて、 議会の意志に依存する政府の成立をも
- うことになる 表後三〇年近くもたっている論文の邦訳を敢えてするのは、その後ドイツで Allgemeines Staatsrecht についての著書・論 Allgemeinen Staatsrechts in Deutschland von der Mitte des 18. bis zur Mitte des 19. Jahrhunderts"の邦訳である。 文が次第に発表されるようになって来ているので、この際拙論の先駆性を明らかにしておきたいと思うからである。 本稿は筆者が Archiv des öffentlichen Rechts 99. Band, 1974, S. ドイツの文献では先駆性が認められているので、これは、 わが国においてそのことを明らかにしておくためのものとい 556 585 に発表した独文論文"Die Rolle もっと
- Rathjen, Die Publizisten des 18. Jahrhunderts und ihre Auffassung des Staatsrechts, 1968) をてがかりにして手探りの 一九七四年当時は Allgemeines Staatsrecht について直接・間接に論究した文献は余りなく、ラートイエンの著作 (P.

52 - 2•3 - 74 '03)

52 - 2・3 - 75 (名城

'03) 52 - 2 · 3 - 76

Schelp, Das Allgemeine Staatsrecht – Staatsrecht der Aufkläung, 2001) によって教えられた第一次文献の参看をふまえ deutsches Staatsrecht を取扱わなかったことについて) 欠缺が指摘されている。 によって 法と国家の基礎に在るもの』(一九八九年、創文社) 所収) として発表されている。 Politische Freiheit und Freiheitsrechte im deutschen Naturrecht des 18. Jahrhunderts, 1976) やシェルプの著作 in: Jahrbuch des öffentlichen Rechts, Bd. 34, 1985. S. lff. ... allgemeines Staatsrecht と同じ機能を営んだ allgemeines の方法で入手した文献に基づく研究の成果の一部は、 点が多々ある。誤りを正し、欠缺をうめ、また、その後刊行された第二次文献、とりわけクリッペルの著作 (D. Klippel, の著作をもって ius publicum universale の最初の文献としたことについて)、誤りが指摘されており、また、フリー イスによって (M. Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 1, 1988. S. 268...G. ブラウトラハト ついて ; S. 118... ピュッターの福祉概念の理解について ; S. 186... ピュッターの警察概念の理解について)、 限りでも、プロイによって (P. Preu, Polizeibegriff und Staatszwecklehre, 1983. S. 113...マルティニの福祉概念の理解に 状態で第一次・第二次文献を参看したので、新しい発見もした反面、誤りもおかし、また、欠缺も残していた。氣がつい 再構成した研究を近く独語論文として発表するつもりである。 (M. Friedrich, Die Erarbeitung eines allgemeinen deutschen Staatsrechts seit der Mitte des 18. Jahrhunderts, 邦語文献「一八世紀末のドイツの一般憲法学」(『水波朗教授退官記念・ なお、クリッペルの著作により知り得た文献や筆者独自 いうまでもなく、自分で見ても不十分な また、シュトラ た

(名城

3 語表記はそれぞれ ius publicum, ius publicum germanici, ius publicum universale であったから、語源的には「公法学」、 Staatsrecht, deutsches Staatsrecht にはそれぞれ「一般憲法学」、「ドイツ憲法学」(ただし、文脈によっては「ドイツ憲法」) 「ドイツ公法学」、「一般公法学」という訳語をあてる方が妥当かとも思われる。 という訳語をあてた。諸大学の講義要覧における Staatsrecht, deutsches Staatsrecht, allgemeines Staatsrecht のラテン Staatsrecht という言葉には原則として「憲法学」(文脈によって「憲法」) という訳語をあてた。したがって、allgemeinesしかし、 内容的にはそれは統治者・被治者

学」と訳すことにした。したがって、ラテン語で表記されたものは、そのまま「公法学」、「ドイツ公法学」、「一般公法学」 と訳しているので訳文の上で齟齬が生じているが、これはやむをえないことと考えた。 (国民) 相互の権利・義務と統治の基本構造の説明・論究にあたるものであるから、「憲法学」、「ドイツ憲法学」、「一般憲法

文脈によるが、「憲法学」と訳す方がよいと思われるほうが圧倒的に多いと言えよう。 によっては「憲法学」と「行政法学」とをあわせたものとしての「公法学」と訳すのがよいと思われる。いずれにするかは Verwaltungsrecht が Staatsrecht から分化・独立した一九世紀中葉以降は Staatsrecht は場合によっては「憲法学」、 ちなみに、一九世紀中葉ぐらいまでは Staatsrecht は、原則として「憲法学」(もしくは「憲法」) と等置してよい

- 4 (一~三)『法学雑誌』二一巻三号 (一九七五) 一~五一頁、二一巻四号 (一九七五) 一~四八頁、二二巻一号 (一九七五) 法学」の講義の成立・興隆・衰退の過程を追跡した。その副産物として、「ドイツの大学における法律学科目の講義の歴史 一~六九頁がある。 独語論文の執筆にあたっては、多くの大学の多くの年次の講義要覧 (Vorlesungsverzeichnis) をてがかりにして「一般憲
- 5 にはかならないということを例証するところにもある 学は創設期から言えば二世紀半を経過して登場したものであり、 いたっているということ、したがって、通常一九世紀の後半にゲルバーやラーバントによって創始されたとされている憲法 の講義・研究が開始されており、その後、基礎となる理論の違いに対応して異なった機能を営みながら展開をとげて現在に 本稿 (邦訳) 発表のもうひとつの意図は、通常理解されているところとは異って、ドイツでは既に一七世紀初頭に憲法学 しかも実証主義・形式主義に転化した段階における憲法学